

ふるさと新潟市応援寄附金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成20年の地方税法等の一部を改正する法律（同年法律第21号）で規定された、個人から地方公共団体への寄附に係る優遇税制に関連して、新潟市に対する寄附の取り扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 前条の新潟市への寄附金は「ふるさと新潟市応援寄附金」（以下「寄附金」という）と称する。

(申込)

第3条 寄附しようとする者は、氏名、住所、電話番号、寄附金額を明記して、新潟市長あて申し込むものとする。申込書の様式については、別に定める。

(収受)

第4条 寄附金の納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 市役所財務部財務企画課、各区役所、東京事務所での納付
- (2) 市の指定する金融機関での納付
- (3) 現金書留
- (4) 郵便振替
- (5) キャッシュレス決済

(使途)

第5条 寄附金の使い途として次の項目から一つを、寄附者に選択させるものとする。

- (1) 歴史・文化・スポーツの振興等の取り組み
- (2) 市民の健康や福祉に関わる取り組み
- (3) 子どもたちの育成に関わる取り組み
- (4) 地球環境問題への取り組み
- (5) 新潟市特産の食や花のブランド化に関する取り組み
- (6) 特色ある区づくりに関する取り組み
- (7) その他市長が特に必要と認める取り組み

(感謝状等)

第6条 寄附に対する新潟市の謝意を表すため、寄附者に市長名の感謝状を贈呈する。

2 市外に住所を有する寄附者からの寄附金額が1件7千円以上の場合、前項の感謝状のほか、新潟市の物産等を贈呈するものとする。ただし、寄附者が物産等の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(事務)

第7条 寄附金に関する事務は、財務部財務企画課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に規定するほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行、平成20年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中第5条第7号の改正規定は平成29年7月1日から、第6条第2項の改正規定は平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第2項の規定は、平成29年10月1日以後に申込みを受け付けた寄附から適用し、同日前に申込みを受け付けた寄附については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行する。